

広島県告示第九百三十号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和五年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	欄
廿日市市宮島町一〇二八―三 丸本 弘志	宮島町	宮島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	宮島漁業協同組合	
廿日市市宮島町一〇二五 丸本 孝雄	宮島町	宮島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	宮島漁業協同組合	
廿日市市宮島町一〇〇一―一 大越 則明	宮島町	宮島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	宮島漁業協同組合	
廿日市市宮島町一〇四〇―一 三谷 幸雄	宮島町	宮島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	宮島漁業協同組合	
呉市豊浜町豊島四〇八―一 西倉 竹文	豊浜町	呉豊島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	呉豊島漁業協同組合	
呉市豊浜町豊島三七二五―三 北倉 末喜	豊浜町	呉豊島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	呉豊島漁業協同組合	
呉市豊浜町豊島二二六四―一 北恵 清文	豊浜町	呉豊島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	呉豊島漁業協同組合	
呉市豊浜町豊島三七二六―三 北田 國一	豊浜町	呉豊島漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	呉豊島漁業協同組合	
尾道市山波町六 神垣 松雄	山波	尾道東部漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	尾道東部漁業協同組合	
尾道市山波町八七八 大古 順三	山波	尾道東部漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	尾道東部漁業協同組合	
尾道市山波町一〇八七 中濱 剛造	山波	尾道東部漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	尾道東部漁業協同組合	
尾道市山波町九五七―三 藤本 政昭	山波	尾道東部漁業協同組合	令和五年七月一三日～ 令和五年七月二七日	尾道東部漁業協同組合	